

昭和二十四年五月二十一日  
答 弁 第 一 二 六 号

(質問の 二六)

内閣衆甲第三八号

昭和二十四年五月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員植原悦二郎君提出絹織物消費税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員植原悦二郎君提出絹織物消費税に関する質問に対する答弁書

一 本年度における織物消費税の歳入予算額中絹織物に対する予算額は五三億余円である。

なお、織物の種類は、綿、スフ、綿スフ交、抄織、黄麻式、合成繊維、野生ちよ麻（以上税率一割）絹、絹交、人造絹、人造絹交、麻、毛、毛交及びその他の織物（以上税率四割）の十五種類である。

二 織物消費税全体の予算額を変更しない限り右の十五種類の織物に対する収入予算額を変更することに  
ついては、予算補正の措置を必要としない。

右答弁する。